

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市スポーツ施設条例（昭和45年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(開業時間) 第2条の2 施設の開業時間は、次のとおりとする。			(開業時間) 第2条の2 施設の開業時間は、次のとおりとする。		
名称	開業時間		名称	開業時間	
	1月から3月まで、11月及び12月	4月から10月まで		1月から3月まで、11月及び12月	4月から10月まで
<省略>			<省略>		
陶祖グラウンド	<省略>	<省略>	陶祖グラウンド	<省略>	<省略>
東公園グラウンド	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで	東公園グラウンド	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで
東公園テニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで	東公園テニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで
東公園運動広場	午前6時から午後5時まで	午前6時から午後7時まで	東公園運動広場	午前6時から午後5時まで	午前6時から午後7時まで
<省略>			<省略>		
2 <省略>			2 <省略>		
(使用料)			(使用料)		
第5条 第3条第1項の許可を受けて施設又は設			第5条 第3条第1項の許可を受けて施設 <u>（東公</u>		

備器具を使用する者は、当該施設又は設備器具の使用の許可を受けた際、スポーツ施設使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2及び3 <省略>

別表第1（第2条関係）

名称	位置
<省略>	
陶祖グラウンド	<省略>
<省略>	

別表第2（第5条関係）

施設	区分	単位	金額
<省略>			
北グラウンド	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
<省略>			
北テニスコート、市民公園Aテニスコート及び市民公園Bテニスコート	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
<省略>			

備考 <省略>

園運動広場を除く。）又は設備器具を使用する者は、当該施設又は設備器具の使用の許可を受けた際、スポーツ施設使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2及び3 <省略>

別表第1（第2条関係）

名称	位置
<省略>	
陶祖グラウンド	<省略>
東公園グラウンド	瀬戸市中山町1番地の57
東公園テニスコート	瀬戸市中山町1番地の57
東公園運動広場	瀬戸市中山町1番地の57
<省略>	

別表第2（第5条関係）

施設	区分	単位	金額
<省略>			
東公園グラウンド及び北グラウンド	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
<省略>			
東公園テニスコート、北テニスコート、市民公園Aテニスコート及び市民公園Bテニスコート	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
<省略>			

備考 <省略>

第2条 瀬戸市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(開業時間) 第2条の2 施設の開業時間は、次のとおりとする。			(開業時間) 第2条の2 施設の開業時間は、次のとおりとする。		
名称	開業時間		名称	開業時間	
	1月から3月まで、 11月及び12月	4月から10月まで		1月から3月まで、 11月及び12月	4月から10月まで
<省略>			<省略>		
瀬戸市第二体育館	<省略>	<省略>	瀬戸市第二体育館	<省略>	<省略>
南ヶ丘野球場	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで	南ヶ丘野球場	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで
南ヶ丘テニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで	南ヶ丘テニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで
南ヶ丘運動広場	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで	南ヶ丘運動広場	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで
2 <省略> 別表第1 (第2条関係)			2 <省略> 別表第1 (第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
<省略>			<省略>		
瀬戸市第二体育館	<省略>		瀬戸市第二体育館	<省略>	
南ヶ丘野球場	瀬戸市南ヶ丘町234番地の1		南ヶ丘野球場	瀬戸市南ヶ丘町234番地の1	
南ヶ丘テニスコート	瀬戸市南ヶ丘町234番地の1		南ヶ丘テニスコート	瀬戸市南ヶ丘町234番地の1	
南ヶ丘運動広場	瀬戸市南ヶ丘町234番地の1		南ヶ丘運動広場	瀬戸市南ヶ丘町234番地の1	
別表第2 (第5条関係)			別表第2 (第5条関係)		

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド、 陶祖グラウンド及 び南ヶ丘運動広場	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
<省略>			
北テニスコート、 市民公園Aテニス コート、市民公園 Bテニスコート及 び南ヶ丘テニスコ ート	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
瀬戸市体 育館及びトレーニ ングル	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
南ヶ丘野球場	1月から3 月まで、1 1月及び1 2月	午前6時1, 0 8	
		から午前0	
		9時まで	
		午前9時3, 2 4	
		から正午0	
		まで	
		正午から3, 2 4	
		午後3時0	
		まで	
		午後3時1, 0 8	
から午後0			
6時まで			
4月から1 0月まで	午前6時1, 6 2		
	から午前0		

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド及 び陶祖グラウンド	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
<省略>			
北テニスコート、 市民公園Aテニス コート及び市民公 園Bテニスコート	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
瀬戸市体 育館及びトレーニ ングル	<省略>	<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>
		<省略>	<省略>

	9時まで				
	午前9時	3, 2 4			
	から正午	0			
	まで				
	正午から	3, 2 4			
	午後3時	0			
	まで				
	午後3時	3, 2 4			
	から午後	0			
	6時まで				
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。